

# 増毛幼稚園・増毛保育所 利用申し込みガイド

(支給認定申請について)

(平成27年4月からの利用希望者用)

増毛町福祉厚生課 (53-3111)

増毛町教育委員会 (53-2427)

# 1 子ども・子育て支援新制度について

平成27年4月1日から、子ども・子育て新制度が始まります。

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」と関連する法律に基づいて、小学校就学前（幼児期）の教育や保育、地域の子育て支援の拡充と質の向上を進めていきます。

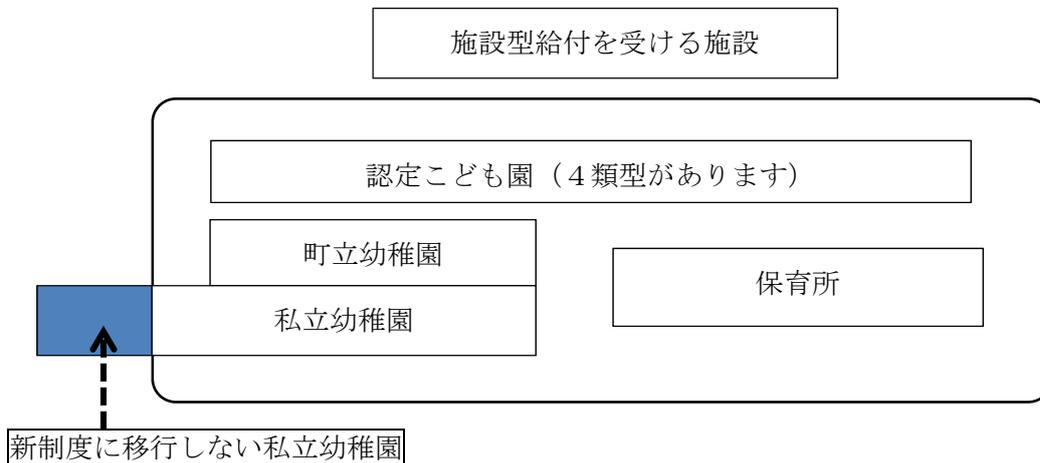
## (1) 新制度では

新制度は、実施主体が市町村となります。

町が地域のニーズに基づいて、幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付や事業を実施します。

保育所、幼稚園、認定こども園は、共通の給付制度として「施設型給付」が創設されました。

## (2) 給付の概要と仕組み



## (3) 認定の区分

増毛幼稚園や増毛保育所など施設型給付の対象となる施設を利用するには、町に申請をして認定を受けていただく必要があります。

認定区分は、子ども年齢や保育の必要性に応じて3つの区分に分けられており、認定区分により利用できる施設が決まります。

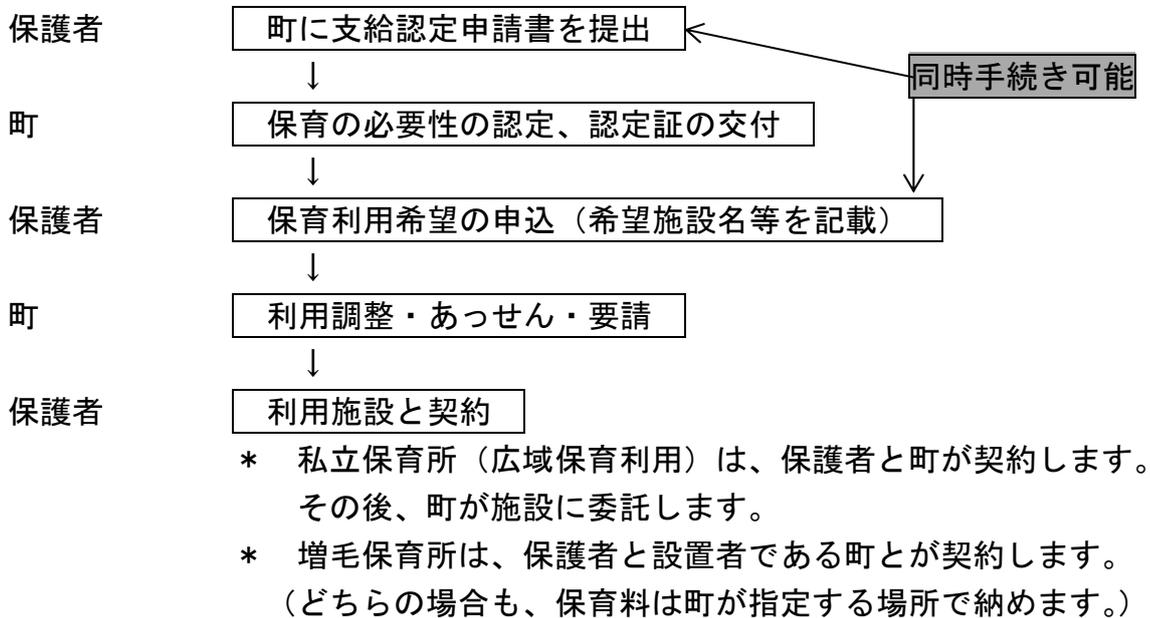
〈認定区分〉

区分	対象となる子ども	認定時間	利用施設
1号認定	幼稚園等で教育を希望する子ども	教育標準時間	幼稚園
2号認定	満3歳以上で保育が必要と認められた子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所
3号認定	満3歳未満で保育が必要と認められた子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所

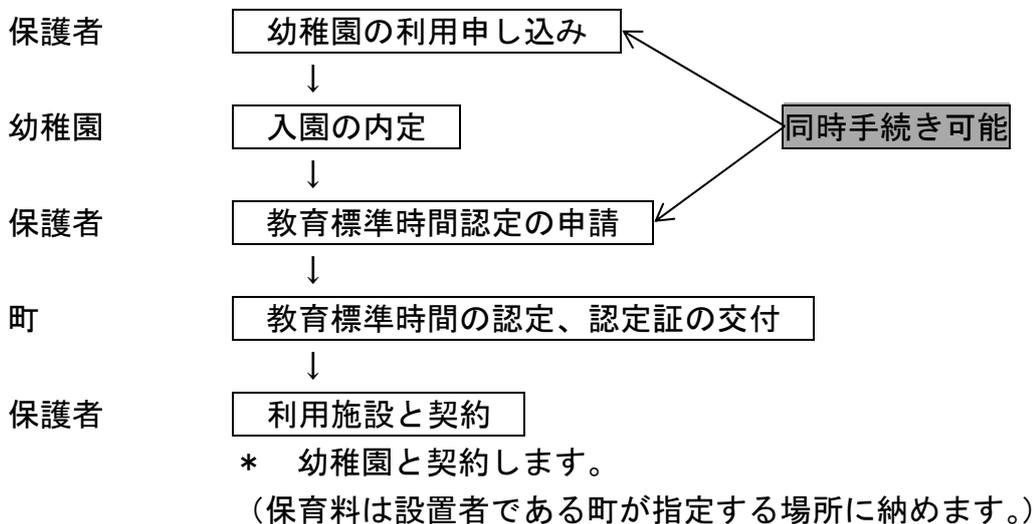
- \* 私立保育所及び公立保育所は、利用者負担（保育料）を住んでいる市町村に納めます。  
保育所以外の民間施設は、利用者負担を施設に納めます。  
増毛幼稚園は、設置者が増毛町ですので、利用者負担を増毛町に納めます。
- \* 幼稚園の預かり保育は、別途料金がかかります。
- \* 保育所の設定時間及び延長保育を行う場合の基準・料金は検討中です。

(4) 新制度における利用申請の流れ (検討中)

〈保育を希望する場合〉



〈増毛幼稚園を利用する場合〉



〈ほかの施設・事業を利用する場合は、福祉厚生課に相談してください〉

## 2 保育の必要性の認定について

### (1) 保育の必要性の事由

保育所の利用を希望する場合には、子どもの保護者のいずれもが下記の保育の必要性の事由のいずれかに該当することが必要です。

#### 〈保育の必要性の認定理由〉

	事由	基準
①	就労	1日4時間以上、かつ、月12日以上就労することが、常態であること。
②	妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間もないこと。
③	保護者の疾病、障がい	疾病にかかっていること、負傷中であること、精神もしくは身体に障がいを有していること。
④	親族の介護、看護	同居の親族（長期入院中を含む）を常時介護又は看護していること。
⑤	災害復旧	災害復旧に当たっていること。
⑥	求職活動	求職活動（起業準備）を継続的に行っていること。
⑦	就学	学校、専修学校、各種学校その他の教育施設に在学していること。
⑧	職業訓練	ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。
⑨	児童虐待	児童虐待またはその可能性があることと認められること。
⑩	DV被害	配偶者からの暴力により保育が困難と認められること。
⑪	育児休業にかかる特例	育児休業中であるが、以前保育所を利用して、引き続き保育が必要と認められること。 （例）保育所を利用している5歳児が、育児休業により利用できなくなる場合など。
⑫	その他	前項に類するものとして、町長が認める事由に該当すること。

## (2) 認定の有効期間

保育の必要性に係る事項に該当しなくなった場合は、認定期間はその日までになります。

	事由	期間
①	就労	勤務終了日が決まっている場合は、その日まで
②	妊娠・出産	効力発生日（出産予定の6週前にあたる日が属する月の初日、多胎等の場合変更することがある）から出産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
⑥	求職活動	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
⑦	就学	効力発生日から保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
⑧	職業訓練	効力発生日から保護者の職業訓練の修了予定日の属する月の末日まで

## (3) 保育の必要量

保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」に区分します。

国で示している基準は下記のとおりです。

(注) 増毛保育所は、8時30分から16時30分の8時間保育を基本として、(早朝) 7時30分から8時30分まで、(時間外) 16時30分から18時まで、合わせて10時間30分の保育を行っています。11時間保育に実施については検討中です。

保育必要量	保育の利用時間		対象事由
	1日の上限	1月の平均	
保育標準時間	11時間	275時間	①月120時間以上の就労 ②妊娠・出産 ⑤災害復旧 ⑨児童虐待 ⑩DV被害
保育短時間	8時間	200時間	①月64時間以上120時間未満の就労 ⑥求職活動 ⑪育児休業特例

③保護者の疾病、障がい ④親族の介護、看護 ⑦就学 ⑧職業訓練 の場合は、その状況に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに区分します。

\* 常時親族の協力が得られる場合などは、保育標準時間を受けることができる方でも、保育短時間を希望することは可能です。

\* ①の就労の場合は、就労する時間帯により月120時間未満でも長時間に認定になる場合があります。

### 3 提出書類について

(1) 入園(入所)申込書(施設型給付・地域型保育給付費等支給申請書と兼ねています。)

(2) 保育の必要性を証明する書類

保育の利用を希望する場合は、保育の必要性を認定するために、保護者について次の表に掲げる書類が必要になります。

**幼稚園を希望する場合は必要ありません。**

保育の必要性の認定理由		提出書類
①就労	常勤・パート等	・勤務(採用予定)証明書(指定様式)
	自営業等	・自営業等申告書(指定様式) ・自営収入を証明する書類(※税申告書等)
②妊娠・出産		・母子手帳(※表紙と出産予定日が記載されたページ)
③保護者の疾病・障がい		・診断書又は障害者手帳等(※写しで可) (保育できない状態であることを明記したもの)
④親族の介護・看護		・介護・看護状況申告書(指定様式) ・次のいずれか(※写しで可) ⑦介護・看護されている方の診断書 ⑧手帳の写し ⑨介護保険者証等の写し
⑤災害復旧		・災害復旧申立書(任意様式)
⑥求職		・求職活動申立書(任意様式)
⑦就学		・在学証明
⑧職業訓練		・受講証明等(受講期間・時間が記載されているもの)
⑪育児休業特例		・育児休業期間が明示されている書類(※写しで可)
⑫その他		・状況を記載した文書(証明する書類があれば写しを添付)

(3) 利用者負担額算定のために必要となる書類

**幼稚園を希望する場合も必要です。**

区 分	書 類
①保護者が平成26年1月1日時点で増毛町に住 民登録をしていない場合(26年1月2日以降の 転入の場合)	平成25年分の所得・課税証明書(転 入前の市町村で発行)
②同居の親族に障害手帳等が交付されている場合	障害手帳等の写し
③入園児童の兄弟が新制度に移行しない幼稚園に 在園している場合	幼稚園の在園証明

(4) 幼稚園入所希望者が必要な書類

- ・ 申請書
- ・ 確約書

(5) 利用申込書の提出先

入園希望施設	提出先
増毛幼稚園	(継続・新規とも) 増毛幼稚園・増毛町教育委員会
増毛保育所	(継続・新規とも) 増毛保育所・増毛町福祉厚生課
他の保育所	(継続・新規とも) 増毛町福祉厚生課

(6) その他

提出書類に不備がある場合は、保護者への連絡や、勤務先事業所への確認をとることがありますのでご了承下さい。また、書類の不備により認定できない場合もあります。

## 4 利用者負担（保育料）について

27年度保育料は、27年3月末に決定します。

〈新制度移行に伴う変更点〉

◎ 1号認定（幼稚園等）◎

- ・ 保育料(利用者負担額)は、保護者世帯の町民税額に応じて、国が定める額を上限とし、町が定めます。
- ・ 利用者負担額は、8月までは前年度・9月以降は当該年度町民税で算定します。

(増毛幼稚園について)

- ・ 現在の保育料を基本に検討中です。

◎ 2号・3号認定（保育所等）◎

- ・ 保育料(利用者負担額)は、保護者世帯の町民税額に応じて、国が定める額を上限とし、町が定めます。
- ・ 保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）に応じて、金額が異なります。
- ・ 利用者負担額は、8月までは前年度・9月以降は現年度町民税で算定します。

(増毛保育所について)

- ・ 従来どおり国の基準に従う予定（7階層以上軽減あり）です。

## 5 その他

### (1) 入園・入所説明会について

#### ○ 幼稚園の入園説明会について

幼稚園の入園を希望する方には、2月6日（金）に幼稚園において、一日入園及び説明会を予定しています。入所希望者は出席してください。

#### ○ 保育所の入所説明会について

保育所の入所を希望する方には、3月上旬に保育所において入所説明会を予定しています。開催日が決まり次第、入所決定児童の保護者に連絡します。

### (2) 入所決定・入園許可及び保育料に係るお知らせについて

#### ○ 幼稚園入園許可書について

3月中に、入園が許可された児童の保護者に入園許可書を送付します。

4月に、保育料納付通知書（8月分まで）を送付します。

#### ○ 保育所入所承諾書について

3月中に、保育所への入所が決まった児童の保護者に入所承諾書を送付します。送付時点で、次年度の保育料が決まっていない場合には、保育料・未定で送付します。

4月に保育料納付通知書（8月分まで）を送付します。（3月に保育料が決まっていない場合は、保育料のお知らせも併せて送付します。）